

# 医療費のお知らせについて ～ 組合員及び被扶養者の皆様へ ～

## 1 医療費通知事業について

医療費通知事業については、厚生労働省の通知に基づいて、受診時の医療費の実情を理解してもらうとともに、健康に対する認識を深め、これにより組合の健全な運営を行うために実施しております。

## 2 保険医療機関等に受診していないにもかかわらず記載がある場合はご連絡ください

組合員及び被扶養者の皆様におかれましては、「医療費のお知らせ」で、実際に受診されたかどうかを必ずご確認ください。確認の結果、次の事項に該当する場合は、保険医療機関等から当共済組合に医療費が不正に請求されている可能性がありますので、「医療費のお知らせ」の表面の右上に記載されている問い合わせ先の支部に、その旨ご連絡くださいますようお願いいたします。

- ・受診した覚えがない保険医療機関等が記載されている場合
- ・記載内容の受診日数や金額が異なる場合(公費助成等により窓口負担額と相違する場合を除く)

## 3 医療費通知が確定申告に使用できるようになりました

平成29年分の確定申告から、「医療費のお知らせ」が医療費の明細書として確定申告（医療費控除）の申告手続で使用できるようになりました。

## 4 確定申告で使用する際の留意点について

### (1) 「医療費のお知らせ」に反映できない自己負担額について

「医療費のお知らせ」は、医療機関から届いた診療報酬明細書等のデータ（レセプトデータ）から作成しているため、確定申告の対象となる医療費でレセプトデータに記載されていないものなどについて、「医療費のお知らせ」に反映できないものがあります。

このような場合には、次の事項において対応していただくこととなりますので、必ず領収書等の証拠書類を保管してください。

- ・「医療費のお知らせ」の「自己負担額」と実際に支払った自己負担額が一致していない場合  
⇒ 実際に支払った額に訂正して申告
- ・「医療費のお知らせ」に医療費が記載されていない場合  
⇒ 領収書に基づき作成した明細書を申告書に添付

☆「医療費のお知らせ」に反映できないものの事例

公費負担医療・自治体単独の福祉医療制度等による助成・減額査定・月遅れ請求・平成30年11月、12月診療分（「医療費のお知らせ」には、平成30年12月までに当共済組合が受け付けたレセプトデータを記載しています）・附加給付・治療用装具に係る費用など後日給付される医療費・互助会の給付等

### (2) 「医療費のお知らせ」の「自己負担額」の端数処理について

「医療費のお知らせ」に記載されている「自己負担額」は、医療費の総額に自己負担割合を乗じて算出されるため、1円単位で表示されていますが、実際に保険医療機関等の窓口で支払った額は、10円未満を四捨五入した額となります。このため、「医療費のお知らせ」の「自己負担額」と実際に支払った医療費の額が相違する場合があります。

このように10円未満の四捨五入により生じる医療費の額の相違については、医療費通知を使用して、確定申告（医療費控除）の申告手続を行う場合、「医療費のお知らせ」の「自己負担額」に基づいて医療費控除の額を計算しても差支えないとされています。

確定申告(医療費控除)の手続き等については、税務署にお問い合わせください。

## 5 「医療費のお知らせ」について

### (1) 記載内容の見方について

組合員証等の記号番号	診療等を受けた方の氏名 (カナ・漢字)							
地・本部	キョウサイ タロウ							
12345678911	共済 太郎 様							

①

②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
診療年月	診療区分	受診日数	保険医療機関等の名称	医療費の総額 (円)	共済組合の支払額 (円)	市区町村等の支払額 (円)	自己負担額 (円)
30年10月	外来	1	きょうさい総合病院	3,860	2,702		1,158

- ① 診療等を受けられた方（組合員又は被扶養者）の氏名です。
- ② 保険医療機関等で診療等を受けた年月です。
- ③ 入院・外来・歯入（歯科入院）・歯外（歯科外来）・調剤・接骨（柔道整復師等の施術）の区分です。
- ④ 上記②で、⑤の保険医療機関等の名称欄に記載の保険医療機関等に受診した日数です。
- ⑤ 診療等を受けた保険医療機関等の名称が表示されています（診療科の表示はなし。）。
- ⑥ 医療費の総額は、⑦～⑨の合計額です。
- ⑦ 地方職員共済組合が保険医療機関等に支払った額です。
- ⑧ 条例・法律に基づき、市区町村・国等から助成を受けられた場合の額です（当共済組合で把握できるもののみ表示されています。）。
- ⑨ 保険医療機関等の窓口等で支払った自己負担額です。
  - ・ 表示額は、1円単位で表示されていますが、実際に保険医療機関等の窓口等で支払う額は、10円未満を四捨五入した額となります。
  - ・ 入院等の際に、保険医療機関等の窓口等で「限度額適用認定証」を提示し、窓口負担が軽減された場合は、窓口で支払われた額が表示されます。

### (2) 注意事項

- ① 診療年月から自己負担額の欄まで、1行も記載がない方は、医療費のお知らせに記載されている期間において、次のようなことが原因として記載がない場合があります。
  - ・ 保険医療機関等に一度も受診していない場合
  - ・ 保険医療機関等に受診しているが、保険医療機関等から共済組合に医療費の請求が遅れている場合（診療報酬明細書等の内容を審査中の場合等）
- ② 柔道整復施術等（接骨）の場合は診療年月が複数月にわたるときに、特定の月にまとめて日数や医療費が記載される場合があります。
- ③ 医療保険で受診等した診療分等を記載しており、医療保険適用外の費用（入院時の個室料や歯科の差額材料費など）は含まないため、領収書の金額と異なる場合があります。
- ④ 市区町村等の助成を受けられた場合等は、支払った金額等と表示金額が異なる場合（福祉医療制度による助成など）があります。
- ⑤ 組合員、被扶養者の資格喪失後に組合員証等を使用して受診した場合で、既に共済組合に療養費等の返納を行っている場合でも、返納前の内容で表示される場合があります。



